

鳥取市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第17号

鳥取市手数料条例等の一部を改正する条例

(鳥取市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 鳥取市手数料条例の一部を改正する条例(平成29年鳥取市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1中5の項の次に100項を加える改正規定の表の51の項中「75,000円」を「67,000円」に改める。

(鳥取市手数料条例の一部改正)

第2条 鳥取市手数料条例(平成12年鳥取市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第25条第1項の規定により市長の指定する者(以下「指定登録機関」という。)に別表第1の202の項及び203の項の事務を行わせる場合にあっては、これらの項に定める手数料は、指定登録機関に納めさせるものとする。この場合において、当該手数料は、同法第37条第2項の規定により指定登録機関の収入とする。

第6条第1項第2号中「106の項」を「108の項」に、「144の項」を「146の項」に改め、同条第3項中「195の項」を「200の項」に、「196の項」を「201の項」に改める。

別表第1中「(第2条関係)」を「(第2条、第3条、第6条関係)」に改め、196の項を201の項とし、195の項を200の項とし、194の項を196の項とし、同項の次に次のように加える。

197	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受に対する審査	1件につき 120,000円
198	汚染土壌処理業の合併及び分割に対する審査	1件につき 120,000円
199	汚染土壌処理業の相続に対する審査	1件につき 120,000円

別表第1中193の項を195の項とし、173の項から192の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の172の項中「190の項」を「192の項」に改め、同項を同表の174の項とし、同表中156の項から171の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の155の項中「157の項」を「159の項」に改め、同項を同表の157の項とし、同表中111の項から154の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の110の項中「114の項」を「116の項」に改め、同項を同表の112の項とし、同表中68の項から109の項までを2項ずつ繰り下げ、67の項の次に次のように加える。

68	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	1件につき 147,000円
69	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定	1件につき 134,000円

別表第1に次のように加える。

202	住宅確保要	登録戸数	
	配慮者円滑	1戸	1件につき 6,000円
	入居賃貸住	2戸以上4戸以下	1件につき 7,000円

	宅の登録		
		5戸以上9戸以下	1件につき 8,000円
		10戸以上19戸以下	1件につき 10,000円
		20戸以上39戸以下	1件につき 11,000円
		40戸以上49戸以下	1件につき 12,000円
		50戸以上99戸以下	1件につき 14,000円
		100戸以上	1件につき 18,000円
203	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の変更（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数を追加する場合に限る。）	追加登録戸数	
		1戸以上4戸以下	1件につき 1,000円
		5戸以上9戸以下	1件につき 3,000円
		10戸以上19戸以下	1件につき 4,000円
		20戸以上29戸以下	1件につき 5,000円
		30戸以上49戸以下	1件につき 6,000円
		50戸以上99戸以下	1件につき 8,000円
		100戸以上	1件につき 12,000円
204	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）第7条第1項の変更の登録の申請に対する審査	1件につき	25,060円

別表第1備考第1項中「106の項」を「108の項」に改め、同表備考第2

項中「109の項」を「111の項」に改め、同表備考第3項中「110の項及び113の項」を「112の項及び115の項」に改め、同表備考第4項中「155の項」を「157の項」に、「106の項」を「108の項」に改め、同表備考第5項中「160の項」を「162の項」に、「106の項」を「108の項」に改め、同表備考第6項中「160の項に」を「162の項に」に改め、同項第1号ア及びイ中「160の項ア」を「162の項ア」に改め、同号ウ中「160の項イ」を「162の項イ」に改め、同表備考第7項中「158の項又は159の項」を「160の項又は161の項」に、「106の項」を「108の項」に改め、同表備考第8項中「166の項」を「168の項」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。